

令和2年分の確定申告について

●確定申告における感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・	1
・申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから！・・・	2
・スマホ×確定申告 進化するスマート申告！・・・・・・・・	4
・確定申告会場への来場を検討されている方へ・・・・・・・・	6
●令和2年分確定申告の受付期間等・・・・・・・・・・・・・・	8
●チャットボットによる税務相談について・・・・・・・・・・	11
●振替依頼書がオンラインで提出できます・・・・・・・・・・	13
●令和2年分の確定申告をされた方へ・・・・・・・・・・・・	15
●令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について・・・	17
●国や地方公共団体から支給された助成金の課税関係・・・・・・・・	19
●副収入の申告漏れにご注意ください・・・・・・・・・・・・	21
●マイナンバーの記載等をお忘れなく・・・・・・・・・・・・	22
●マイナポータルを活用した確定申告手続の簡便化・・・・・・・・	23
・メリットいっぱいマイナンバーカード・・・・・・・・	33

令和 2 年分確定申告における感染症対策について

令和 2 年分確定申告については、確定申告会場への来場者の削減・分散を図るなどの対策により、申告相談を必要とする方々に安心して確定申告会場をご利用いただけるような環境整備を着実に進めてまいります。

1 確定申告期間中の来場者数の削減・分散

- 自宅等からの e-Tax 利用の更なる推進
- 公的年金を受給している方は期間前（2 月 16 日より前）から申告相談を実施
- 確定申告会場以外における説明会や相談会の実施

2 会場内の混雑緩和

- 会場レイアウトの大幅な見直しによりソーシャルディスタンスを確実に確保
- “入場時間を指定した整理券”を発行（LINE を通じたオンライン事前発行も可能）して入場者数をコントロール

3 確定申告会場における基本的な感染防止策の徹底

- 入場時に検温を実施し、37.5 度以上の発熱がある方や検温を拒否する方等については入場をお断りする
- こまめな換気・消毒を実施
- 相談従事者は毎日検温する等体調管理を徹底

（参考）令和 2 年分確定申告の申告・納付期限

所得税および復興特別所得税・贈与税 令和 3 年 3 月 15 日（月）

消費税および地方消費税（個人事業者） 令和 3 年 3 月 31 日（水）

※ 上記については、今後の新型コロナウイルス感染症対策の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応します。

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

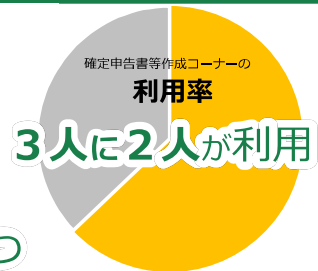
確定申告



スマートフォンはこちらから→



確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答



STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書等作成コーナー

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおり、入力してください。
記載のない情報は、後の控除の入力画面から入力してください。

源泉徴収票の入力

A. 支払金額 (円)

B. 源泉徴収税額 (円)

※ 2段で記載されている場合、下の段の金額

スマホ専用画面

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおり、入力してください。
源泉徴収票に記載のない情報は、後の各控除の入力画面から入力してください。

① 支払金額

② 源泉徴収税額

③ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」、「配偶者(特別)控除の額」のいずれかの記載
(0) 申告は「なし」と選択してください。

あつ なし

パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のものです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



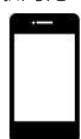
取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



又は



ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ



対応端末の一覧はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

1111	1111	1111	1111
ai12345678			

ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁ホームページはこんなに便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「**マイナポータル**」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「**Google Chrome**」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談
はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



国税庁 法人番号7000012050002

R2.9

スマホ×確定申告 –ネクストステージ–

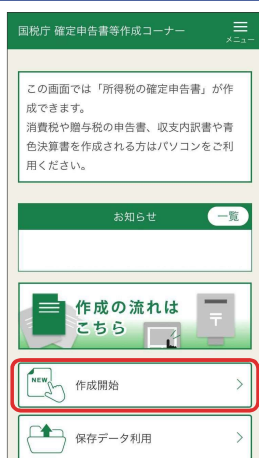
進化するスマート申告！ ～5つのステップで手続完結！～



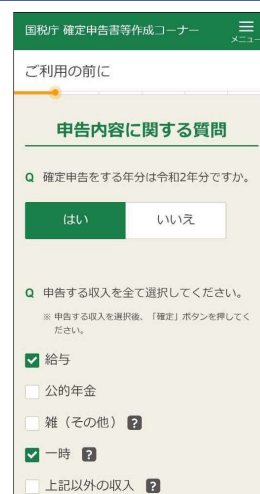
STEP 1 国税庁ホームページへアクセス



インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。



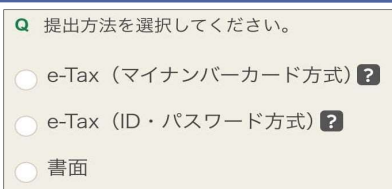
国税庁ホームページにアクセスし、「作成開始」をタップしてください。



収入や控除の質問に順番にお答えください。

STEP 2 提出方法を選択

提出方法の選択



○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

対応端末の一覧はこちら→



○ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方(全ての端末)

※ マイナンバーカードや完了通知をお持ちでない方は、裏面下のカードの取得方法又は完了通知の発行をご確認ください。

▶ マイナンバーカード方式

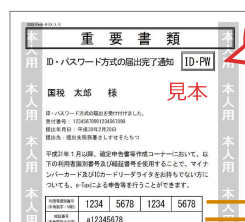


画面の案内に従って、「マイナポータルAP」をインストールしてください。



マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

▶ ID・パスワード方式



ID (利用者識別番号)

1234567812345678

パスワード (暗証番号)

a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3 金額などを入力

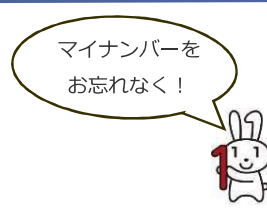
収入の入力

給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力

医療費や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。(※)

氏名等の入力



氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

※ 提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信してください。

STEP 5 申告書データを保存

印刷画面まで進んだら申告「帳票表示・印刷」をタップしてください。

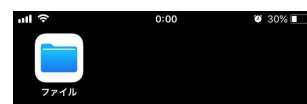
※ 申告内容によって表示画面は異なります。

iPhone



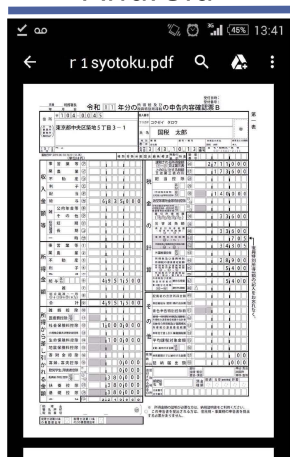
申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

マイナンバーカードの取得方法について

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちらから→

マイナンバーカード 取得方法



ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。（一部、令和元年分の画面を使用しています。）

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカードが必要です。

・ iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

・ Android、Chrome、Chromeの名称及びロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。

確定申告会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください（詳しくは裏面をご確認ください）。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ✓ 入場整理券は**各会場で当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は裏面をご確認ください。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合があります**。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和3年2月16日掲載開始予定）。

確定申告会場における感染防止対策

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

※ 令和2年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けしています。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。



スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

STEP 1

「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません

確定申告



確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます



スマートフォンやパソコンで
簡単に申告書が作成できます



確定申告書の
作成はこちらから

STEP 2

申告書を作成

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、
簡単・便利に作成することができます

STEP 3

申告書を提出

■ 国税庁ホームページからe-Taxで送信

■ 印刷して郵送等で提出



プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス
(有料)を利用すれば、印刷できます。

e-Taxの送信方法は2通り

マイナンバーカード方式

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ



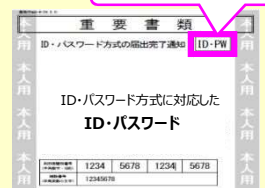
又は



ID・パスワード方式



- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)



確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、
申告書控と一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」を
ご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの
暫定的な対応です。
マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1

国税庁を「友だち追加」

国税庁
LINE公式アカウント



※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

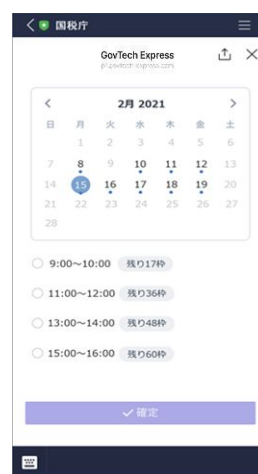
STEP 2

「相談を申し込む」を選択



STEP 3

税務署・希望日時を選択



STEP 4

申込完了→会場で提示



入場時には
この画面を
ご提示ください

STEP 1

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3

税務署や来場希望日時を選択

STEP 4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月21日(木)から(1月25日(月)以降分)御利用できます。



- **公的年金を受給されている方**を主な対象として、**2月16日（火）**よりも前から申告相談をお受けしています（申告相談のために連年来場されている方など一部の方に対して、個別の早期来場のご案内を送付しています）。
- 確定申告会場内の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です（配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります）。
- 署外会場【別添1】を開設している場合、税務署での確定申告の相談は行っておりません。

●令和2年分確定申告の受付期間

所 得 税 等	令和3年2月16日(火) ～ 令和3年3月15日(月)
個人事業者の消費税	令和3年1月4日(月) ～ 令和3年3月31日(水)
贈 与 税	令和3年2月1日(月) ～ 令和3年3月15日(月)

（注1） 所得税等の**還付申告書**は、**上記の期間前でも**提出することができます。

（注2） 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日）は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。**一部の申告会場**では、**2月21日（日）と2月28日（日）**に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います【別添2】。

●令和2年分確定申告に係る納期限・振替日

税 目	納 期 限	振 替 日
所 得 税 等	令和3年3月15日(月)	令和3年4月19日(月)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月23日(金)
贈 与 税	令和3年3月15日(月)	

（注1） 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

（注2） 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

署外会場（税務署庁舎外の会場）で確定申告の相談等を行う税務署

次の37署では、確定申告会場が税務署庁舎と異なりますのでご注意ください。

署 名	会場名 (所在地)	アクセス	開設期間
彦 根	彦根商工会議所 4 階 (彦根市中央町3－8)	JR琵琶湖線「彦根」駅 徒歩15分	2月16日（火） ～ 3月15日（月）
水 口	水口社会福祉センター 福祉ホール (甲賀市水口町水口5609)	近江鉄道「水口城南」駅 徒歩8分 甲賀市コミュニティバス「市役所水口庁舎」バス停 徒歩3分	
上 京	西陣織会館 6 階展示場 (京都市上京区堀川通今出川南入西側)	市バス「堀川今出川」下車 徒歩約2分 地下鉄烏丸線「今出川」駅下車 徒歩約10分	
左 京			
中 京			
下 京			
右 京			
東 山	大阪国税局 京都分室 (京都市東山区渋谷通大和大路東入下新シ町339)	京阪電車「清水五条」駅 徒歩7分 京都市営バス「馬町」バス停 徒歩3分 京阪バス「馬町」バス停 徒歩5分	
大阪福島	梅田スカイビル タワーウエスト10階 (大阪市北区大淀中1-1-30)	JR「大阪」駅中央北口 徒歩7分 阪急「大阪梅田」駅茶屋町口 徒歩9分 大阪メトロ「梅田」駅 徒歩12分	
西			
浪 速			
西 淀 川			
東 成			
東 淀 川			
北			
大 淀			
東			
南			
港	港産業会館 (大阪市港区磯路3-19-1)	大阪シティバス「夕風（ゆうなぎ）」バス停下車 北へ徒歩3分	
泉 大 津	テクスピア大阪 1 階 (泉大津市旭町22-45)	南海本線「泉大津」駅下車 東へ徒歩3分	
富 田 林	すばるホール 4階 銀河の間 (富田林市桜ヶ丘町2-8)	近鉄長野線「川西」駅 徒歩8分	
門 真	守口門真商工会館 (門真市殿島町6-4)	京阪本線または大阪モノレール「門真市」駅 南西へ徒歩10分	
灘	神戸サンボ－ホール (神戸市中央区浜辺通5-1-32)	JR神戸線「三ノ宮」駅 徒歩10分 阪急「神戸三宮」駅 徒歩10分 阪神「神戸三宮」駅 徒歩10分 神戸市営地下鉄「三宮・花時計前」駅 徒歩5分 ポートライナー「貿易センター」駅 徒歩すぐ	
兵 庫			
長 田			
須 磨			
神 戸			
姫 路	姫路労働会館 (姫路市北条 1 -98)	JR山陽本線「姫路」駅 徒歩15分 山陽電車「山陽姫路」駅 徒歩18分	
尼 崎	尼崎リサーチ・インキュベーションセンター (尼崎市道意町7-1-3)	阪神「尼崎センタープール前」駅 徒歩7分 阪神「出屋敷」駅 徒歩7分 阪神バス「リサーチコア前」バス停 徒歩5分	
明 石	あかし保健所 1 階多目的ホール (旧明石市立産業交流センター) (明石市大久保町ゆりのき通1-4-7)	JR神戸線「大久保」駅南口 徒歩2分	
洲 本	洲本市立淡路文化史料館 (洲本市山手1-1-27)	淡路交通「公園前」バス停 徒歩1分	
芦 屋	ラポルテ本館 3階ラポルテホール (芦屋市船戸町4-1-305)	J R 神戸線「芦屋」駅 徒歩1分	
伊 丹	伊丹市立産業振興センター 6階 (伊丹市宮ノ前2-2-2)	阪急「伊丹」駅 徒歩7分 J R「伊丹」駅 徒歩8分	
加 古 川	ニッケパークタウン本館 1階センタープラザ (加古川市加古川町寺家町173-1)	J R 山陽本線「加古川」駅 徒歩7分	
柏 原	丹波篠山市民センター 2階多目的ホール (丹波篠山市黒岡191)	JR福知山線「篠山口」駅 神姫グリーンバス「二階町」(ニカイマチ) バス停 徒歩5分	2月16日（火） ～ 2月26日（金）
	柏原住民センター 2 階A1～A3会議室 (丹波市柏原町柏原5528)	JR福知山線「柏原」駅 徒歩15分	3月1日（月） ～ 3月15日（月）
桜 井	桜井市商工会館 3階 (桜井市大字川合260-2)	J R 桜井線・近鉄大阪線「桜井駅」 徒歩5分	2月16日（火） ～
粉 河	紀の川市商工会館（粉河） 2 階会議室 (紀の川市粉河878－2)	J R 和歌山線「粉河」駅 徒歩3分	3月15日（月）

令和3年2月21日(日)及び2月28日(日)に確定申告の相談等を行う税務署等

○ 閉庁日対応を行う税務署

府 県 名	署 名	会 場 名 (所 在 地)
滋 賀 県	大津、草津	大津税務署 (大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎)
京 都 府	宇治	宇治税務署 (宇治市大久保町井ノ尻60-3)
	上京、左京、中京、東山、下京、右京、伏見	西陣織会館 6階展示場 (京都市上京区堀川通今出川南入西側)
大 阪 府	豊能	豊能税務署 (池田市城南2丁目1番8号)
	吹田	吹田税務署 (吹田市片山町3丁目16番22号)
	枚方	枚方税務署 (枚方市大垣内町2丁目9番9号)
	茨木	茨木税務署 (茨木市上中条1丁目9番21号)
	八尾	八尾税務署 (八尾市高美町3丁目2番29号)
	富田林	すばるホール 4階 銀河の間 (富田林市桜ヶ丘町2-8)
	門真	守口門真商工会館 (門真市殿島町6-4)
	東大阪	東大阪税務署 (東大阪市永和2丁目3番8号)
	大阪福島、西、港、天王寺、浪速、西淀川、 東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、 東住吉、西成、東淀川、北、大淀、東、南	梅田スカイビル タワーウエスト10階 (大阪市北区大淀中1-1-30)
	堺、泉大津	堺税務署 (堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎)
	岸和田、泉佐野	岸和田税務署 (岸和田市土生町2丁目28番1号)
兵 庫 県	姫路	姫路労働会館 (姫路市北条1-98)
	尼崎	尼崎リサーチ・インキュベーションセンター (尼崎市道意町7丁目1番3号)
	明石	あかし保健所 1階多目的ホール (旧明石市立産業交流センター) (明石市大久保町ゆりのき通1-4-7)
	伊丹	伊丹市立産業振興センター 6階 (伊丹市宮ノ前2-2-2)
	加古川	ニッケパークタウン本館 1階センタープラザ (加古川市加古川町寺家町173-1)
	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	神戸サンボ-ホール (神戸市中央区浜辺通5-1-32)
	西宮、芦屋	西宮税務署 (西宮市江上町3番35号)
奈 良 県	奈良、葛城	奈良税務署 (奈良市登大路町81 奈良合同庁舎)
和歌山県	和歌山	和歌山税務署 (和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎)

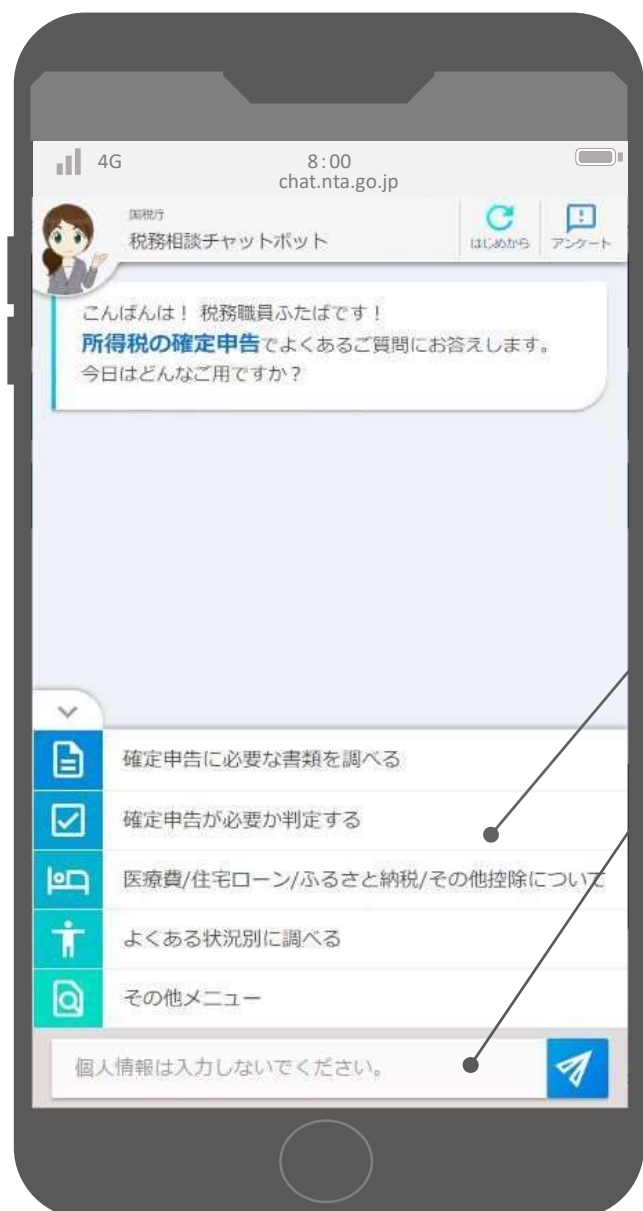
チャットボットによる 税務相談が始まりました

所得税の確定申告のご相談は、

令和 3 年 1 月 12 日 (火) から

チャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。



パソコン、スマートフォン、
タブレットでご利用できます。

質問の方法は次の 2 とおり

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

スマホでのご利用
はこちらから！



国税庁 ふたば



チャットボットは、国税庁ホームページで
ご利用いただけます。

所得税の確定申告の相談範囲

去年は・・・

所得税の確定申告のうち、「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの各種控除を中心に、お問合せが多い次の事項に関する質問にお答えしました。

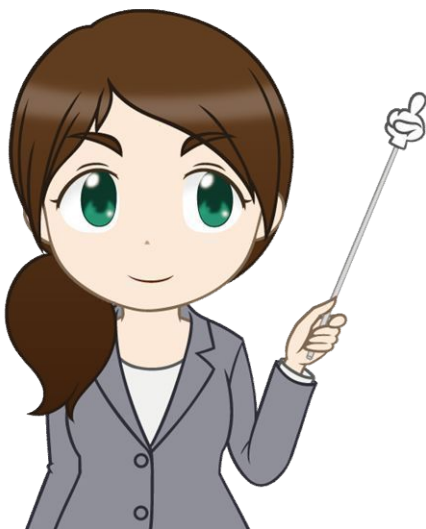
- ・ 給与や年金の収入、
- ・ 確定申告の手続、
- ・ 医療費控除、住宅ローン控除、寄附金控除などの各種控除 など

今年は・・・

上記に加えて、利用者の方から質問が多かった

- ・ 配当の受取りや株式の売却による収入、
- ・ パソコンやスマホで申告書を作成する際の準備や操作、
- ・ 初めて確定申告をする方、引っ越しや結婚した場合など、その方の状況に応じたよくある質問 など

にお答えします。



税務職員ふたば

令和3年1月から
Webで完結

振替依頼書が オンラインで 提出できます!!

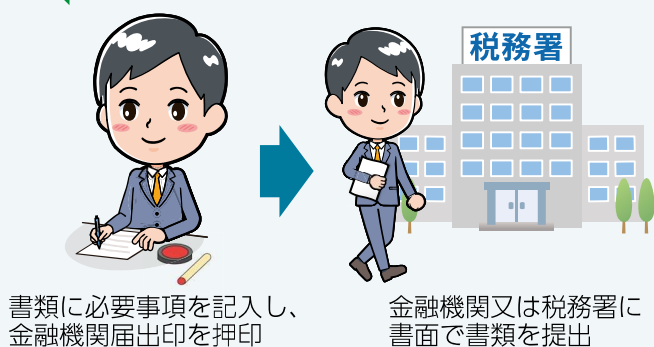


↑詳しくは
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。

お手持ちのパソコン、スマートフォンから e-Tax を使って簡単な操作で提出できます。

書面では



書類に必要事項を記入し、
金融機関届出印を押印

金融機関又は税務署に
書面で書類を提出

オンラインでは



- ✓ 金融機関又は税務署に
書面で提出不要!
- ✓ 振替依頼書記載不要!
- ✓ 金融機関届出印不要!
- ✓ 電子証明書不要!

利用可能税目

◆申告所得税及び復興特別所得税

- 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
- 予定納税(1期、2期)分

◆消費税及び地方消費税(個人事業者)

- 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(注) 「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



↑詳しくは
こちら

ご利用に当たっての注意事項

- 納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。
 - ※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。
- 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。
- 振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

申し込み手順

- ① 事前準備
- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得（即時発行されます）
 - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）
 - 金融機関の手続に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など）
- （注） 必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出（所得税）

■ 申し込み概要

■ 申込内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者氏名（カナ）（必須）		
	（全角カナ）	
納税者氏名（必須）		
	（全角）	
申請内容	☐ 口座振替	
税目	申告所得税及復興特別所得税	
申告区分（1つ以上チェック必須）	☒ 1 期分、2 期分 ☒ 確定申告分（期限内申告分） ☒ 延納分	
提出先税務署（必須）	都道府県	
	税務署	
	選択してください▼	
	選択してください▼	
	所轄の税務署は「こちら」からご確認ください。	
電話番号（必須）	- -	
	（半角数字）	
住所（必須）	郵便番号	- （半角数字）
	住所	（全角）
申告納税地 （上記の住所欄に入力した住所と申告納税地（申告書に記載する住所）が異なる場合には、申告納税地を記載してください。）	☐ チェックボックスをチェックすると、申告納税地が入力できます。 （全角）	
口座名義（カナ）（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）		
	（全角カナ）	
口座名義（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）		
	（全角）	
利用開始年月日（必須） （すぐに利用を開始されない方のみ日付を変更してください。）	令和 年 月 日	（半角数字）

次へ

② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

（注） 入力画面に表示される注意事項等は必ずご確認ください、入力してください。



③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Tax に戻ります。

④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。

⑤ 受付メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

詳しくはこちら↓

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和 3 年 1 月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンから e-Tax を使って簡単な操作で提出できます。

詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



e-Tax 利用時間

●月曜日～金曜日（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。）の 24 時間

（注） 休祝日の翌稼働日は 8 時 30 分からご利用いただけます。

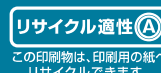
●毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の 8 時 30 分～24 時

（注） 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-tax

検索



令和2年分の確定申告をされた方へ

納付する税金のある方

申告所得税及び復興特別所得税

令和3年
3月15日(月)

振替日
(振替納税をご利用の方)

消費税及び地方消費税
(個人事業者)

令和3年
3月31日(水)

振替日
(振替納税をご利用の方)

振替納税
初めの方、納期限までに
振替依頼書のご提出を！

ダイレクト納付
e-Tax をご利用の方は是非！

クレジットカード納付
インターネットバンキング
詳細は、裏面をご覧ください！

振替依頼書及びダイレクト納付利用届書(個人)は、
e-Tax で提出できます！ **NEW!** 令和3年1月から

パソコンやスマホからe-TaxソフトWEB版・SP版にログインし、必要事項を入力するこ
とで、金融機関届出印の押印なしにオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能とな
りました。 ※利用可能な金融機関については、国税庁HP(裏面参照)をご確認ください。

納付は ご自宅・オフィスにいなから納付できます！

キャッシュレスをご利用ください！

還付される税金のある方

還付金のお支払いは、申告書を提出されてから
1か月から1か月半程度

時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

「国税還付金振込通知書」の送付について
振込みの際には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しますので、「氏名・銀行名・支店名・預金種類・口座番号(下3桁の数字は「***」で表示
しています)」をご確認ください。

便利な納付方法をご利用ください！

※※※！ 所得税・消費税の 申告書を毎年提出の方 振替納税（口座振替による納付）

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落しにより納付することができます。

ご利用を初めて希望される方へ

所轄の税務署又は金融機関へ「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までにご提出ください。e-Tax による提出も可能(R3.1～)です。

※※※！ インターネットを ご利用の方 クレジットカード納付

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。

- ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手段の取消はできません。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

※※※！ e-Tax を ご利用の方 ダイレクト納付

e-Tax により、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付することができます。

ご利用を初めて希望される方へ

所轄の税務署へ e-Tax の利用開始手続きを行った上、「ダイレクト納付利用届出書」をご提出ください。e-Tax による提出も可能(R3.1～)です。

- ◎ 届出書の提出からご利用可能となるまで1か月程度(e-Tax 提出の場合は1週間程度)かかりますので、早めの提出をお願いします。

インターネットバンキング等からの納付

インターネットバンキングやATM等から納付できます。

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。

大阪国税局・税務署

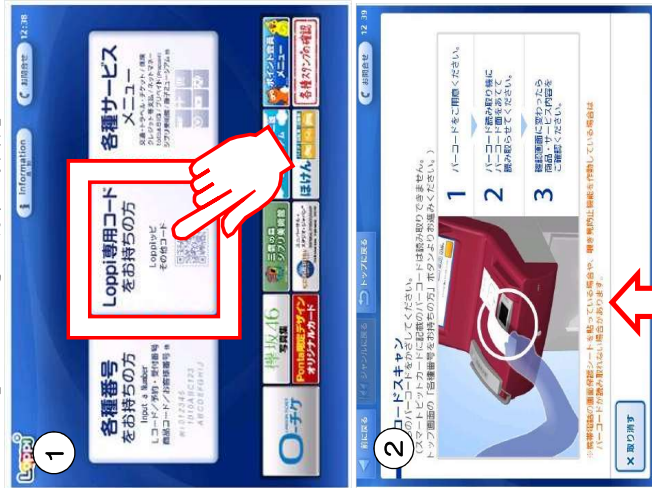
コンビニ納付（QRコード）

パソコンやスマホから納付に必要な情報を「QRコード」として作成・出力のうえ、コンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニのレジで納付することができます。

- ◎ 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- ◎ 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して端末に読み取らせることも可能です。

コンビニ各社の端末操作方法

【ローソン等の端末の操作】



【ファミリーマートの端末の操作】



操作画面に従い、端末に納付用 QR コードを読み取らせてください。

金融機関の窓口での納付

金融機関で、現金をお持ちの納付書を添えて納付することができます。

※ QRコードは納付システムウェブの登録記録です。

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。➡

<https://www.nta.go.jp/taxes/nofu/01.htm> 右のコードからもアクセスできます。

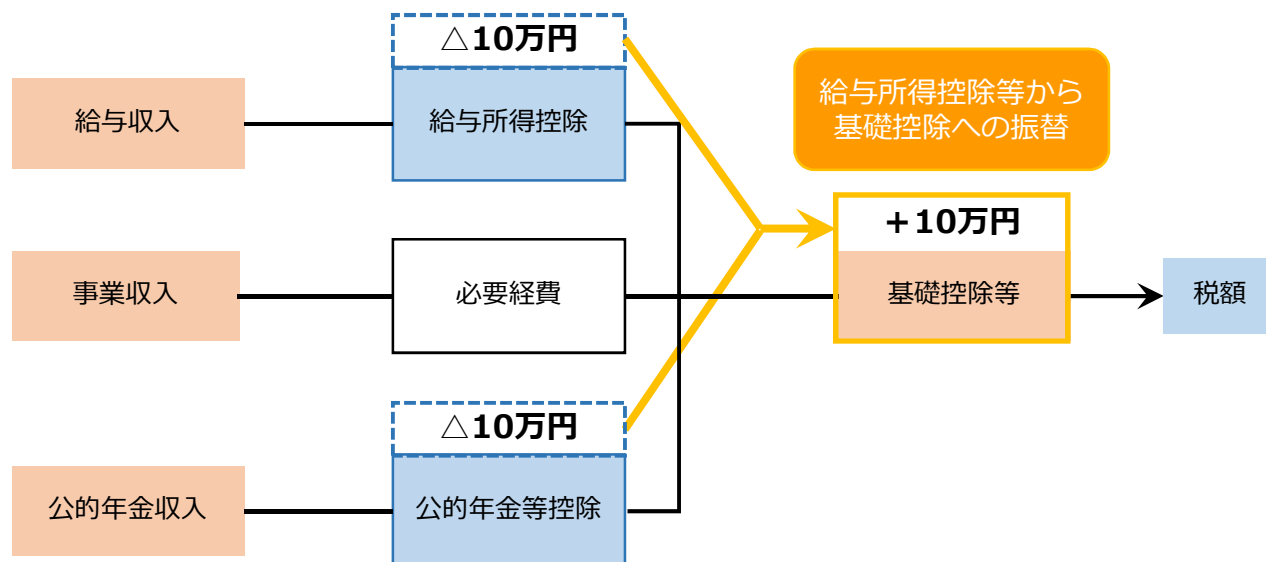


R3.1

令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について

1 給与所得控除等から基礎控除への振替

- 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。



2 給与所得控除の改正

- 給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。
- 子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方には、負担増が生じない措置が講じられています（所得金額調整控除）。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和2年分	令和元年分
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円	その収入金額×40%
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%＋8万円	その収入金額×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%＋44万円	その収入金額×20%＋54万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%＋110万円	その収入金額×10%＋120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	その収入金額×10%＋120万円
1,000万円超	195万円	220万円

3 公的年金等控除の改正

- 公的年金等収入が1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。

4 基礎控除の改正

- 基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円を超える方の控除が廃止されました。

5 青色申告特別控除の改正

- 65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。
- 詳しくは、「令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります（リーフレット）」をご確認ください。

要件等	令和2年分	令和元年分
簡易な方法での記帳	10万円	10万円
①正規の簿記（複式簿記）での記帳 ②申告書に「貸借対照表」と「損益計算書」を添付 ③申告期限内での確定申告	55万円	65万円
上記①～③に加え、 「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」	65万円	65万円

6 ひとり親に対する税制上の措置等

- 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」（控除額35万円）が創設されました。
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、所得制限（所得500万円）が設けられました。

【本人が女性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子あり	35万円	35万円	35万円
	子以外	27万円	27万円	—
	無し	27万円	—	—

【本人が男性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子	35万円	35万円	35万円
	子以外	—	—	—
	無し	—	—	—

7 チケット寄附税制の創設

- 新型コロナウイルスの影響により一定のイベントの中止等をした主催者に対して、入場料等の払戻しの請求をしなかった場合のその入場料について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされました。

パソコン・スマホから確定申告！

「国税庁ホームページ」へアクセス!!

確定申告



- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

（注）確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

661万人が利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答



国税庁 法人番号7000012050002

2020.9

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して支給された助成金の課税関係

- 国と地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の実事関係によって、次のとおり課税関係が異なります。

非課税となるもの

- 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの。
- 助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの。
 - ① 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
 - ② 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

課税となるもの

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。

① 事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金

（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）

- ※ 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするのは、支出そのものが必要経費になります。

② 一時所得に区分されるもの

例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

- ※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

③ 雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

- ※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要されています。

- ※ 国や地方公共団体による助成金等の課税関係については、次ページの【参考】をご確認ください。

なお、次ページの【参考】に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症等の影響に関して国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

非課税	【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】 ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法 7 条） ・ 新型コロナウイルス感染症対応協業給付金（雇用保険臨時特例法 7 条） 【新型コロナウイルス感染症等の措置の影響に対するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新型コロナ税特法」といいます。）が非課税の根拠となるもの】 ・ 特別定額給付金（新型コロナ税特法4条 1 号） ・ 子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法 4 条 2 号） 【所得税法が非課税の根拠となるもの】 ○学資として支給される金品（所得税法 9 条 1 項15号） ・ 学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法 9 条 1 項17号） ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
課税（※）	【事業所得等に区分されるもの】 ・ 持続化給付金（事業所得者向け） ・ 家賃支援給付金 ・ 農林漁業者への経営継続補助金 ・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・ 東京都の感染拡大防止協力金 ・ 雇用調整助成金 ・ 小学校休業等対応助成金 ・ 小学校休業等対応支援金 【一時所得に区分されるもの】 ・ 持続化給付金（給与所得者向け） ・ Go Toキャンペーン事業における給付金 【雑所得に区分されるもの】 ・ 持続化給付金（雑所得者向け）

(※) 事業所得者の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続に際して発生した費用（行政書士に対する報酬料金など）は、この必要経費に該当します。



- **副収入の申告漏れ**にご注意ください。
- 雑所得の区分が「**公的年金等**」・「**業務**」・「**その他**」とされました。

● **原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

(具体例)

① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② **自家用車などの貸付けによる所得**

③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

⇒「**業務**に係る**雑所得**」に該当

● **ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得**

⇒「**その他の雑所得**」に該当

● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

⇒原則、「**一時所得**」に該当

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20 万円以下**の方は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20 万円以下であっても確定申告が必要です。

確定申告書には、

- ①マイナンバーの記載
- ②本人確認書類の提出等

をお忘れなく！！



- 確定申告書には、申告するご本人の「マイナンバーの記載」及び「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

※ ご自宅等から確定申告書をインターネット（e-Tax）で送信する場合、本人確認書類の写しの提出は不要です。

- 確定申告書に、配偶者・扶養親族・事業専従者について記載する場合には、これらの方の「マイナンバーの記載」も必要です。

※ これらの方の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

- 本人確認書類とは、次の書類をいいます。

① マイナンバーカード

又は

② 次の「番号確認書類」と「身元確認書類」

番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
● 通知カード （通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。）
● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限りです。）
などのうちいずれか1つ



身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
● 運転免許証
● 身体障害者手帳
● パスポート
● 在留カード
● お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき
● 公的医療保険の被保険者証 （写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。）
などのうちいずれか1つ

令和3年1月15日
国税庁個人課税課

マイナポータルを活用した確定申告手続の簡便化

マイナポータルとは

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請が
ワンストップでできたり、
行政からのお知らせを受け取ることができたりする自分専用のサイトです。



※マイナンバーカード
対応機種は順次拡大中
です。

※一部機能のご利用には
マイナンバーカードは不要です。

※マイナンバーカードに
対応するICカードリーダーが
必要です。

マイナポータルでできること

ぴったりサービス

子育てをはじめとする
オンライン申請ができる！

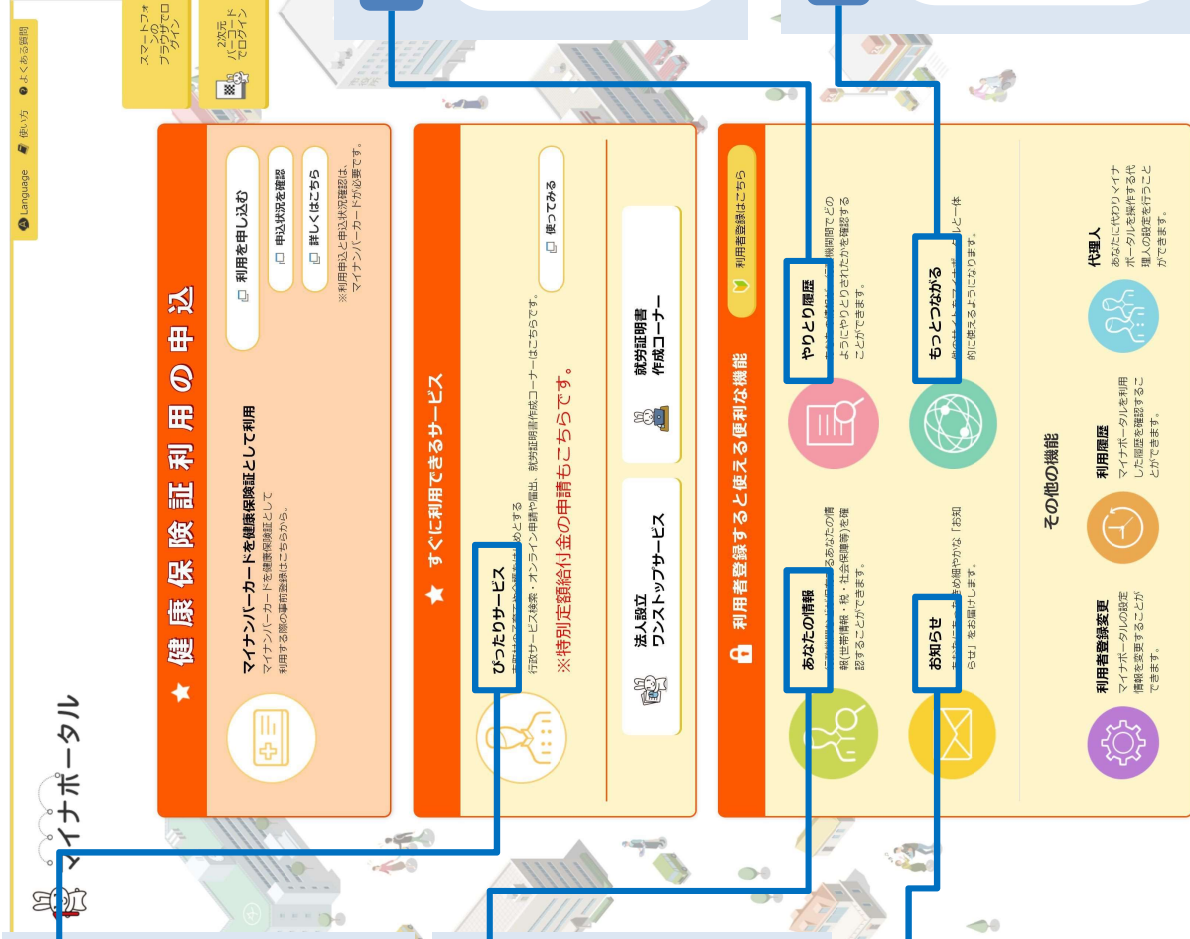
※サービスの検索や一部の申請
についてはマイナナンバーカード
がなくてもできる！

あなたの情報

- ・税情報（所得等）
- ・世帯情報
- ・予防接種の履歴
などが確認
できる！

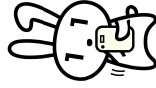
お知らせ

- ・「児童手当の現況届を
出してください」
- ・「確定申告が始まります」
などのあなたに合った
お知らせが届く！



やりとり履歴

あなたの情報が行政機関でどの
ようにやりとりされたか
チェックできる！



もっとつながる

- (外部サイト連携)
- ・e-Tax
 - ・ねんきんネット
などにつながる！

マイナポータルを活用した年末調整・確定申告手続の簡便化について

令和2年10月以降、年末調整および確定申告手続について、マイナポータルの機能を活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書へ自動入力することができるようになります。

Before

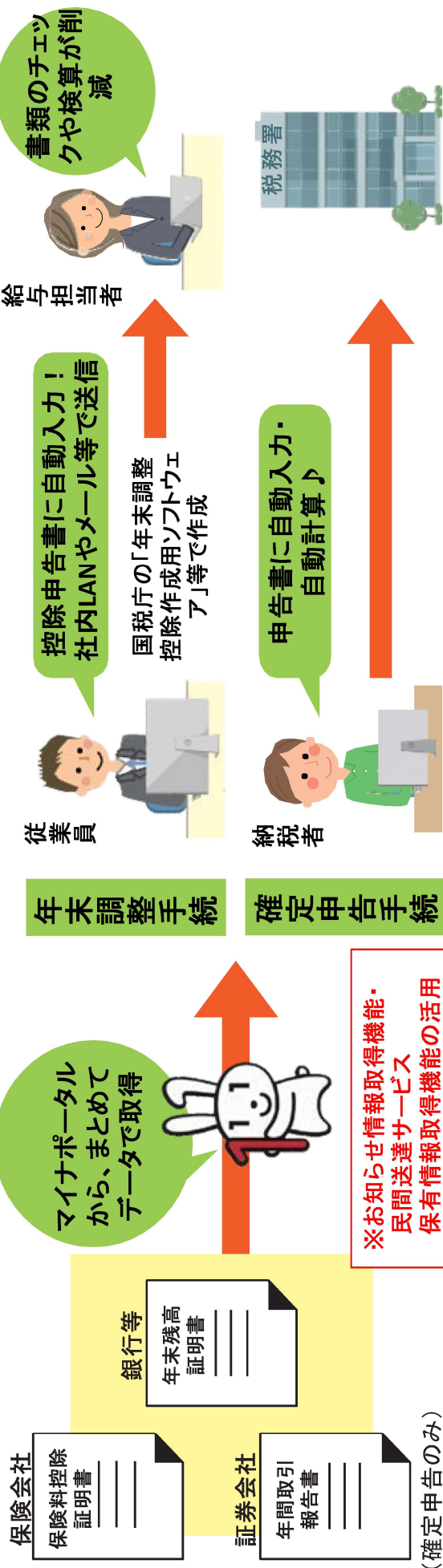
- ・控除証明書等の書類の収集・管理・提出が必要
- ・書類の控除証明書を1件1件確認しながら記入・入力
- ・提出後に確認・検算等の作業が発生

【年末調整手続のみ】

After

- ・控除証明書等の書類の管理・保管が不要！データ提出でらくらく！
- ・取得したデータを使って申告書の所定の項目に自動入力！
- ・提出後の確認・検算等の作業が簡素化！

【年末調整手続のみ】



※年末調整については令和2年10月以降、確定申告については令和3年1月以降に開始予定。
 ※利用の際には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータルとの連携に対応していることが必要。

申告書の自動入力が始まります！

確定申告×マイナポータル

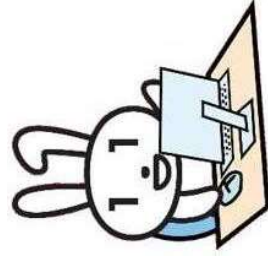
マイナポータルと確定申告書等作成コーナーを利用すれば、生命保険料控除証明書などの情報をまとめて入手、各控除に自動入力されます。それが「**マイナポータル連携**」です。



証明書の発行主体

まとめて取得

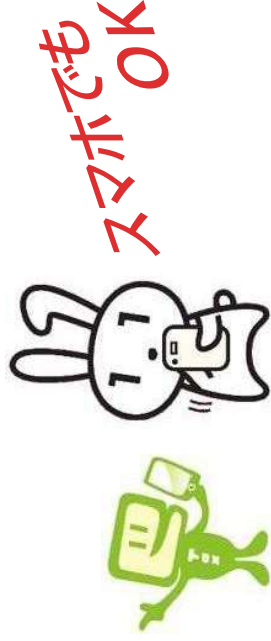
マイナバーカードと
マイナバーカード読取対応の
スマートフォン
(又はカードリーダーライター)
をご用意ください。



自動入力

証明書の内容の入力が不要！
保険料の区分も自動判定！
控除額も自動計算！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。



※ 画面は開発中のものです。

国税庁特設ページ



令和2年10月

マイナポータル連携のご利用に当たっては、マイナポータルの初期設定が必要となります。詳しくは国税庁ホームページのマイナポータル連携特設ページをご確認ください。



マイナポータルはこちら

国税庁 法人番号70000012050002

内閣府マイナポータル

申告書の自動入力力が拡大します！

確定申告 × マイナポータル

マイナポータル連携で自動入力される情報は今後順次拡大！！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。
令和2年10月時点の情報を基に作成しています。

令和2年分から自動入力

令和3年分から自動入力予定

令和4年分以降順次拡大予定

例えば・・・

住宅ローン関係

医療費関係

社会保険

株式等の取引関係

ふるさと納税

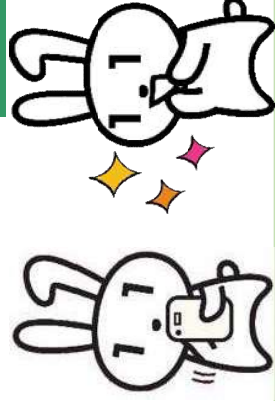
源泉徴収票

生命保険控除証明

地震保険控除証明

その他

詳しくはこちら



～ご利用（マイナポータル連携）前の設定～

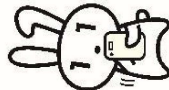
STEP 1

マイナンバーカードの取得

スマートフォン、パソコン又は郵送等で取得
申請を行います。



マイナンバーカードの
取得申請はこちらから



マイナンバーカードの取得は
スマートフォンがおススメ！

STEP 1

STEP 5

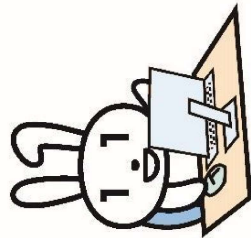
STEP 2

マイナポータルの開設・もっとつながる設定

① 「マイナポータルサービス」トップに
アクセスし、案内に沿って、マイナポータル
の利用者登録（マイナポータルの開設）を
行います。

マイナポータル

検索



マイナポータルの
開設はこちらから

② 利用者登録後、マイナポータルにログインし、
「もっとつながる」メニューからマイナポータルと
e-Tax(※1)・民間送達サービス(※2)をつなぎます。

(注) 保険会社等の控除証明書等の発行主体が
マイナポータル連携に対応していることと、
どの民間送達サービスを利用しているかを
確認する必要があります。



マイナポータル連携可能な
控除証明書発行主体一覧
はこちら

STEP 3

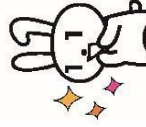
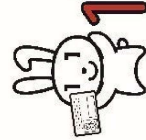
保険会社等と民間送達サービスの連携設定

契約している保険会社や証券会社のサイトから
マイナポータル連携の手続きを行います。

(例) ○○生命 マイナ手続き

検索

保険会社等の設定は各保険会社等のホームページから



マイナポータル

マイナメニュー もっとつながる

もっとつながる

※1

公開機関	説明	つながり
ウェブサイト名	国税電子申告・控除システム (e-Tax)	つながり
国税電子申告・控除システム (e-Tax)	国税に関する各種手続きについて、インターネットからマイナポータルに接続して電子申告・控除を行うサービスです。	つながり
なんまんネット (日本年金機構)	これまでの年金記録や、これから受け取る年金の記録など、ご自身の年金に関する情報を確認できるサービスです。	つながり
後援者 国税利用 電子申告・届出システム lite	アマチュア無線の電話利用に関する申請・届出が行えるサービスです。	つながり

※2

その他のウェブサイト	説明	つながり
ウェブサイト名	MyPax (日本郵政)	つながり
MyPax (日本郵政)	自分が選択した自給地や企業から郵便物を確実に受け取るサービスです。	つながり
e-払戻書 (野村生命研究所)	公的機関・金融機関・郵政等からの交付書類を電子的に印刷物や契約書の形式で活用できるサービスです。	つながり

・マイナポータル連携の詳細は、国税庁ホームページのマイナポータル連携特設ページをご確認ください。⇒
・各種設定には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はカードリーダー）が必要です。
・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP 3 の設定後、数日要する場合があります（保険会社等により異なります）。



特設
ページ

～確定申告書を作成～

STEP 4



確定申告特集を検索

今年の確定申告の情報を国税庁ホームページの
確定申告特集で確認します。

確定申告特集

検索



確定申告特集
はこちらから

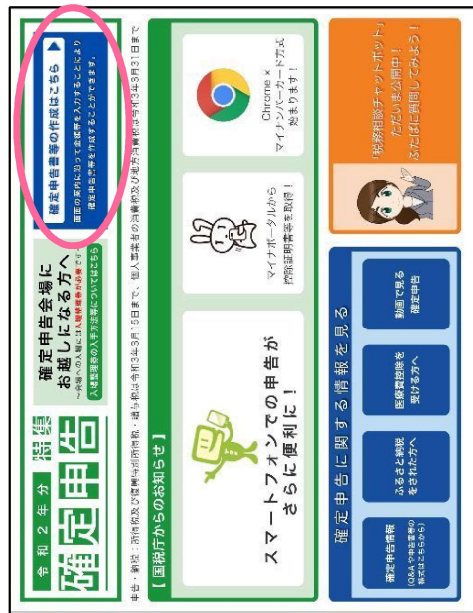
確定申告書等作成コーナーへアクセス

確定申告特集から「確定申告書等作成コーナー」へ
アクセスします。

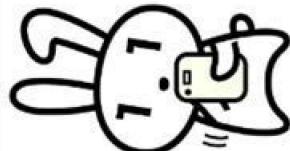
スマートフォン画面
(確定申告特集トップページ)



パソコン画面
(確定申告特集トップページ)



STEP 5



確定申告書を作成

「確定申告書等作成コーナー」では、以下のことが
できます。

- ・画面の案内に沿って、申告書の作成
- ・マイナポータル連携も作成の流れの中で利用可能
- ・途中で保存したデータを読み込んで、申告書の作成再開
- ・メッセージボックス (e-Taxの受付結果など) の確認

〈入力方法などの動画のご案内〉

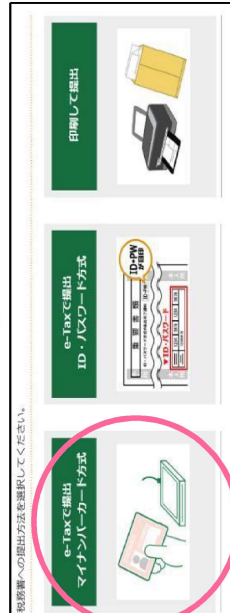
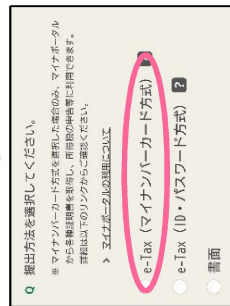
確定申告書等作成コーナーを利用した
入力方法などを動画でご案内しています。
ぜひご覧ください。



スマートフォン画面



パソコン画面



国税庁ホームページでの申告書作成・e-Tax送信がますます便利に！

国税庁ホームページでは、確定申告書等の作成、e-Taxによる送信（提出）ができます！

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等を作成できます。

また、自動計算されるので計算誤りがありません。

マイナポータル連携による申告書の自動入力が始まります！

令和3年1月から、マイナポータルと確定申告書作成コーナーを連携して利用すれば、生命保険料控除証明書等の情報をまとめて取得でき、申告書に自動入力することができます。

マイナポータル連携をご利用になるには、マイナナンバーカードとマイナポータル読取対応のスマートフォン又はICカードリーダーが必要となります。

マイナポータル連携の詳細については、[マイナポータル連携特設ページ](#)をご覧ください。

Google Chrome、最新のMicrosoft Edgeでも、マイナナンバーカード方式によるe-Tax送信ができます！

令和3年1月から確定申告書作成コーナーは、Google Chrome、最新のMicrosoft Edgeからマイナナンバーカード方式によるe-Tax送信のサービスを開始します。（網掛け部分が新規対応部分）

【令和3年1月以降の対応（予定）】

OS・ブラウザの環境		書類提出	マイナナンバーカード方式	e-Tax
Windows(パソコン)	Internet Explorer	○	○	○
	Microsoft Edge	○	○	○
	Firefox	○	×	○
	Google Chrome	○	○	○
Mac(パソコン)	Safari	○	○	○
Android(スマホ)	Google Chrome	○	○	○
iOS(スマホ)	Safari	○	○	○
Android(タブレット)	Google Chrome	○	○	○
iPadOS(タブレット)	Safari	○	○	○

※スマートフォンで2次元バーコードを読み取る必要があります。

- ・マイナナンバーカード方式とは
- ・ID・パスワード方式とは

スマートフォンからのマイナナンバーカード方式によるe-Tax送信が簡略化！

スマートフォンのマイナポータル方式によるe-Tax送信は、従前はe-TaxアプリやマイナポータルA Pなど複数のアプリをインストールする必要がありましたが、令和3年1月からマイナポータルA Pのインストールのみで可能となります。

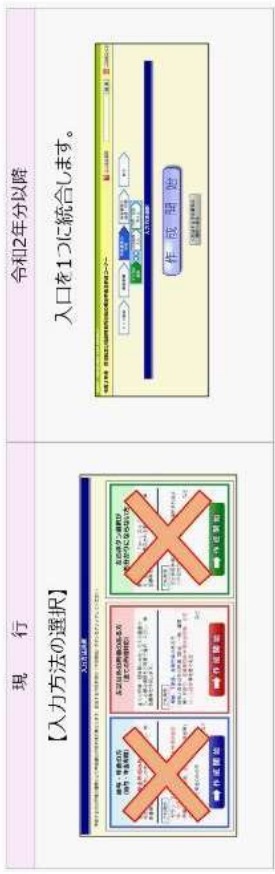
～タブレット端末で申告書を作成される方へ～ スマートフォン×2次元バーコードで
マイナンバーカード方式によるe-Tax送信ができます！

タブレット端末で申告書を作成される方は、ICカードリーダーライタを使用せず、スマートフォンアプリ（マイナンバーアプリ）でタブレット端末上に表示された2次元バーコード（QRコード）を読み取れば、マイナンバーカード方式によるe-Tax送信ができるようになります。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



所得税の申告書の作成メニューが変わります！

これまで3つのルートに分かれていた所得税の申告書作成メニューを1つに統合することにより、シンプルでわかりやすくなります。



税制改正のお知らせ

税制改正等により、所得金額調整控除やひとり親控除などが創設され、所得税の確定申告書の様式が大幅に変更されます。税制改正についての詳しい情報は、[「改正のあらまし関係」](#)をご覧ください。

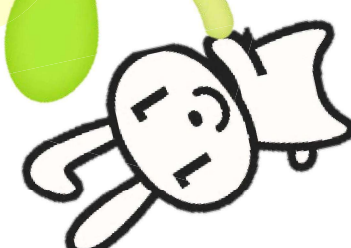
参考情報

(確定申告書等作成コーナーを利用する動画などの情報を今後掲載する予定です。)

【掲載場所】

国税庁ホームページでの申告書作成・e-Tax送信がますます便利に！
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r2_smart_shinkoku/index.htm

メリットいっぱい マイナンバーカード

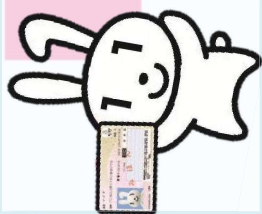


- ① いろいろつかえる！マイナンバーカード
- ② マイナポイント **1人5,000円分**(上限) がもらえる！2020年9月実施
- ③ **健康保険証**にもなる！2021年3月予定
- ④ マイナンバーカードの申請は簡単！

マイナンバーカード
の申請はお早めに！



① いろいろつかえる！マイナンバーカード



身分証明書 になる！

ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える！

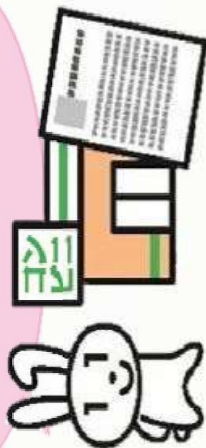


おもて面

氏名
マイナ



各種証明書を コンビニで取れる！



※市区町村によってサービス
内容が異なります。
※毎日6:30～23:00まで
となります。

スマホで、 マイナポータルでの 電子申請が もっとと便利に！



iPhone及び、Androidの
2.2.6機種(2020年10月時点)
でマイナポータルカードの
読み取りができます。

マイナポイントで 買い物ができる！



2020年9月から実施！
2万円のチャージ等で
1人あたり5,000円分(上限)
のポイントがもらえる！

健康保険証として 使えるようになる！

2021年3月(予定)
からスタート！



スマホ・パソコン でラクラク

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続ができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



e-Taxも、もっと便利に！



2019年分からPCと
ICカードリーダーが
なくても、いつでもどこでも
スマートフォンで所得税申告
ができます。

民間の オンラインサービス でも使える！

ICチップの電子証明書
で本人確認ができる！
書類郵送などの手間が
かかりません！



② 1人5,000円分（上限）のマイナポイントがもらえる！（2020年9月実施）

まずは必要なものをチェック！

① マイナバーカード

予約・申込にはマイナバーカードが必要です。
カードの申請方法については表面をご覧ください。

② 数字4桁のパスワード(暗証番号)

パスワードは3回連続して間違えると不正防止のためロックがかかります。ロックがかかった場合は、住民票のある市区町村の窓口でロックの解除、パスワードの再設定を行う必要があります。

③ 決済サービスID/セキュリティコード

決済サービスごとに定められています。
詳しくはマイナポイント事業ホームページでご確認ください。

予約・申込は次の方法で！

マイナポイントアプリ

スマートフォン
用のアプリで
予約・申込が
できます！

このアイコンが印！

対応機種
(iPhone) (Android)

マイナポイント手続スポット

対応するスマートフォンやパソコン・IC
カードリーダーをお持ちでない方は、
市区町村窓口や郵便局、コンビニ、携
帯ショップなどのマイナポイント手続
スポットで予約・申込ができます。

このアイコンが印！

手続スポット検索

アプリを使った予約・申込方法をチェック！

① マイナポイントの予約をしよう！

- 1** マイナポイントアプリを開いてトップ画面を表示
- 2** パスワードを入力して、マイナバーカードを読み取る
- 3** マイナポイントの予約
- 4** マイナポイントの予約完了！

トップ画面から「マイナポイントの予約」をタップ！

カードの読取の位置は、機種によって異なります。詳しくは、右のQRコードからご確認ください。

「決済サービスID」
・「セキュリティコード」
を入力してください！

「申込画面からマイナポイントの予約」をタップ！

読取が完了したら「発行」をタップ！

「申込へ進む」をタップ！

続けてマイナポイントの申込に進もう！

② マイナポイントの申込みをしよう！

- 1** マイナポイントをもらう決済サービスを検索・選択
- 2** 申込情報を入力後確認し、申し込む
- 3** パスワードを入力して、マイナバーカードを読み取り、申込完了！

キーワードに申し込みたい決済サービス名を入力！

決済サービスID
17245678901234567
セキュリティコード
19900101
電話番号(下4桁)
1234

申込完了画面から「マイナポイントの利用者登録」と「健康保険証としての利用申込」もできるよ！
画面を下にスクロールしよう！

※上記のほか、パソコンとICカードリーダーでも手続ができます。

選んだ決済サービスで
チャージor買い物をするとご利用額の**25%分**
2万円分のチャージ等で
25,000円分のお買物ができる！

上限**5,000円**分の
ポイントがもらえる！



マイナポイント事業
ホームページ



お買い物には、
マイナバーカードを
使わない！

※2020年9月1日～2021年3月31日までのチャージor買い物が対象です！

③ 健康保険証にもなる！ (2021年3月予定)



① マイナンバーカードをかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

② オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

詳しくはこちら



① 健康保険証としてずっと使える！

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても健康保険の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

② 医療保険の資格確認がスピーディに！

カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



③ 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

④ 健康管理や医療の質が向上！

マイナンバーで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

⑤ 医療保険の事務コストの削減！

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



⑥ 医療費控除もカードで便利に！

マイナンバーを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。

また、2021年分 所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナンバーを通じて自動入力が可能になります。



お早めに！

利用申込はカンタン！



ここをクリック！

(※)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません！

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報 は記録されません。

④ マイナンバーカードの申請は簡単！



マイナンバーカードは安全です



電子証明書を使うため、
オンラインの利用には
マイナンバーは
使われません

プライバシー性の高い
個人情報が入って
いません



1 24時間365日体制にて
マイナンバーカードの
一時利用停止を受付！

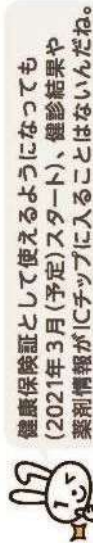
0120-95-0178

通話料無料！
外国語にも対応！（英・中・韓・スペイン・ポルトガル）

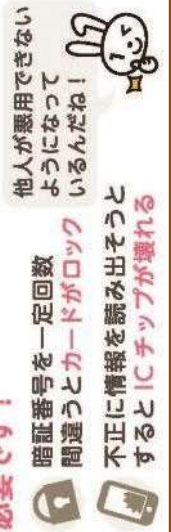
キャッシュカード等
と一緒に！



2 カードのICチップには、税や年金などの
プライバシー性の高い情報は
入っていません！



3 カード利用には暗証番号等の認証が
必要です！



他人が悪用できない
ようになっているんだね！



マイナンバーについてのお問合せはこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分（年末年始を除く）

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等
050-3818-1250 050-3816-9405

その他のお問合せ

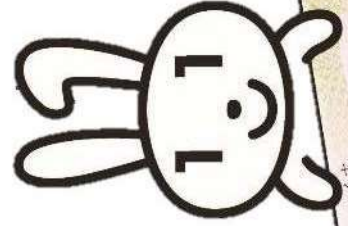
英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to
English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about
My Number System
0120-0178-26 0120-0178-27

マイナンバーカード
の申請方法はこちら

<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>



申請から交付まで
約1か月かかるよ！
早めに申請しよう！



※カードの受取は、新型コロナウイルス感染症
拡大防止の観点から、適切な時期に窓口
に来ていただくようお願いいたします。